

# 重要事項説明書

訪問看護ステーションにしおか

## 重要事項説明書 ( 訪問看護 )

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

### 1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 康仁会
代表者氏名	理事長 西岡 康弘
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	愛媛県四国中央市三島金子2丁目7番22号 西岡病院 ( 電話 0896-24-5511・ファックス 0896-23-0590 )
法人設立年月日	昭和60年1月

### 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションにしおか
介護保険指定 事業所番号	3860990054
事業所所在地	愛媛県四国中央市三島金子2丁目7番22号
連絡先 相談担当者名	連絡先電話 0896-24-3574・ファックス番号 0896-24-3574 訪問看護・相談担当者名 鹿谷美智留
事業所の通常の 事業の実施地域	四国中央市内

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	ひとりひとりの思いに寄り添いながら、在宅での療養生活を支援し、笑顔で真心のある温かい訪問看護を提供することを目的としています。
運営の方針	①心身の特性を踏まえて、全体的な日常動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅医療が継続出来るよう支援します。 ②訪問看護を提供するに当たっては、主治医、居宅介護支援事業所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

#### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで 土日・祝日・盆(8月16日)・地方祭(10月23日)・年末年始(12月30日～1月3日)を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時00分まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	事業所の営業日と同じ
サービス提供時間	事業所の営業時間と同じ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制あり

(5) 事業所の職員体制

管理者	(看護師) (氏名 鹿谷美智留)
-----	------------------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"><li>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</li><li>2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</li><li>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li></ol>	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"><li>1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。</li><li>2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。</li><li>3 利用者へ訪問看護計画を交付します。</li><li>4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。</li><li>5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。</li><li>6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。</li><li>7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</li><li>8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</li></ol>	常勤 2名
看護職員 (看護師・准看護師)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。</li><li>2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。</li></ol>	常勤 3名
理学療法士	<ol style="list-style-type: none"><li>1 リハビリテーションを行います。</li></ol>	非常勤 3名
事務職員	<ol style="list-style-type: none"><li>1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。</li></ol>	非常勤 1名

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 症状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 ④ 褥瘡の予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の交換・管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

#### (2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

#### (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

利用負担の割合は、市町村から交付される負担割合証に記載の割合（1割、2割、3割）になります。

#### 指定訪問看護ステーションの場合

サービス内容	要介護の方 利用者負担額				要支援の方 利用者負担額				説明
	全額	1割	2割	3割	全額	1割	2割	3割	
訪問看護 I 1	3,140円	314円	628円	942円	3,030円	303円	606円	909円	20分未満
訪問看護 I 2	4,710円	471円	942円	1413円	4,510円	451円	902円	1353円	30分未満
訪問看護 I 3	8,230円	823円	1646円	2469円	7,940円	794円	1588円	2382円	30分以上1時間未満
訪問看護 I 4	11,280円	1,128円	2256円	3384円	10,900円	1090円	2180円	3270円	1時間以上1時間30分未満
訪問看護 I 5	2,940円	294円	588円	882円	2,840円	284円	568円	852円	理学療法士等 1回（1回20分以上）
訪問看護 I 5	5,880円	588円	1176円	1764円	5,680円	568円	1136円	1704円	2回（40分）

※ 指定訪問看護ステーションの場合 加算

加 算	利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)	算 定 回 数 等
緊急時訪問看護加算 (Ⅰ)	6,000円	600円	1200円	1800円	1月に1回
特別管理加算 (Ⅰ)	5,000円	500円	1000円	1500円	1月に1回
特別管理加算 (Ⅱ)	2,500円	250円	500円	750円	1月に1回
ターミナルケア加算	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	死亡月に1回
初 回 加 算	3,000円	300円	600円	900円	初回のみ
退院時共同指導加算	6,000円	600円	1200円	1800円	1回当たり
看護介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	750円	1月に1回
サービス提供体制強化加算(1)	60円	6円	12円	18円	1回当たり
複数名訪問看護加算	2,540円	254円	508円	762円	1回当たり(30未満)
	4,020円	402円	804円	1206円	1回当たり(30分以上)
長時間訪問看護加算	3,000円	300円	600円	900円	1回につき
専 門 管 理 加 算	2,500円	250円	500円	750円	1月に1回

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のかっこ内に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

※ 特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流<sup>かんりゅう</sup>指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が

定める状態にあるものは1日以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、他系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（1時間以上1時間30分未満）に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
  
- ※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

#### 〈医療保険による訪問看護〉

- ・対象者：主治医が訪問看護を必要と認めた方
  - ①介護保険の対象でない（非該当）方
  - ②介護保険の利用対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方
- ・利用料金：健康保険、該当保険の自己負担割合分（各種保険、公費負担医療制度もあり）  
基本療養費・管理療養費・特別管理加算・24時間対応体制加算・訪問看護情報提供療養費・ターミナルケア療養費等、個々に応じたサービス内容により請求させていただきます。

#### 4 その他の費用について

- ・交通費：医療保険の訪問看護に要した交通費は、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。

#### 5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 25 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 27 日までに利用者指定口座からの自動振替をさせていただきます。 イ お支払いの確認をしましたら、領収書を郵送いたしますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

#### 6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

#### 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

(管理者・鹿谷美智留)

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 8 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li><li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li><li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li><li>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li></ol>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</li><li>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li><li>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</li></ol>



## 9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 11 身体拘束等の適正化について

身体拘束等は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をおこなってはならない。身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の身体の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 12 事業継続計画について

感染症や自然災害が発生した場合においても可能な範囲で業務を継続できるよう措置を講じます。

感染症の予防及びまん延防止に努め、定期的に委員会や研修会を開催し、看護職員等にも周知徹底を行います。

## 13 ハラスメント防止について

ハラスメント防止のための措置を講じます。また、ハラスメント防止のための指針を整備し、定期的な委員会や研修会を開催します。

## 14 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 15 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 公的機関においても苦情申し出等ができます。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーションにしおか 担当者 鹿谷美智留	所在地 愛媛県四国中央市三島金子 2-7-22 電話番号 0896-24-3574 ファックス番号 0896-24-3574 受付時間 月～金曜日 8時30分～17時00分
【市町村（保険者）の窓口】 四国中央市 介護保険課	所在地 四国中央市三島宮川4丁目6番55号 電話番号 0896-28-6025 受付時間 月～金曜日 8時30分～17時15分
【公的団体の窓口】 愛媛県国民健康保険団体連合会	所在地 松山市高岡町101番地1 電話番号 089-968-8800 受付時間 月～金曜日 8時30分～17時00分

16 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	四国中央市三島金子2丁目7番22号
	法人名	医療法人 康仁会
	代表者名	西岡 康弘
	事業所名	訪問看護ステーションにしおか
	説明者氏名	鹿谷 美智留 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	続柄 ( ) 印